

第1号議案

会費額の改定(案)並びに入会金及び会費規程変更(案)の承認に関する件

会費額の改定(案)

当会は、平成16年10月より約18年間会費額を改定せずに本日に至っております。前回会費額を改定した16年度末で7,084名だった正会員数も令和4年3月31日現在では、5,388名となっており、1,696名減少いたしました。収入面では、当時の会費・事業収入と比較すると約2,300万円減少しております。経費の面では、節減に努めてまいりましたが、大変厳しい状況が続いております。このような中、令和3年度に、総合改革委員会を設置し、会の様々な課題を審議した中で、喫緊の課題が安定した財政と判断し、会費額の改定(案)を理事会に上程いたしました。その後、理事会において慎重に協議した結果、物価上昇による諸経費の増加も加味し、値上げをせざるを得ないとの結論に至りました。このことを受け、先般、臨時支部長会議を開催し、支部長・代議員へ「会費額の改定が必要な理由」の説明を行った後、意見をいただき、改定(案)を決定いたしました。

一般社団法人大和青色申告会の更なる発展と健全で安定した会運営のため、会費額の改定を下記により提案いたします。

記

1. 実施時期 令和5年(2023年)4月分以降会費より

2. 会費額

会員種別	現 行	改 定(案)
正 会 員	年額 15,000 円	年額 21,000 円
準 会 員 A	年額 7,500 円	年額 10,500 円
準 会 員 B	年額 2,000 円	改定なし

入会金及び会費規程変更(案)

一般社団法人 大和青色申告会 入会金及び会費規程 新旧対照表

現 行			変 更 案		
<p>〔入会金及び会費の額〕</p> <p>第2条 本会の会員は、定款第5条の種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。</p>			<p>〔入会金及び会費の額〕</p> <p>第2条 本会の会員は、定款第5条の種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。</p>		
会員種別	入会金	会費の額	会員種別	入会金	会費の額
正 会 員	2,000 円	年額 <u>15,000 円</u> (月額 <u>1,250 円</u>)	正 会 員	2,000 円	年額 <u>21,000 円</u> (月額 <u>1,750 円</u>)
準会員 A	2,000 円	年額 <u>7,500 円</u>	準会員 A	2,000 円	年額 <u>10,500 円</u>
準会員 B	0 円	年額 2,000 円	準会員 B	0 円	年額 2,000 円
<p>※ 準会員A及びBの会費の額については、年度の中途入会の場合であっても月額按分はしない。</p>			<p>※ 準会員A及びBの会費の額については、年度の中途入会の場合であっても月額按分はしない。</p>		
附 則			附 則		
<p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>			<p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p>		
			<p>2 この規程の一部変更（第2条）は、令和5年4月1日から施行する。</p>		